

社会福祉法人 晃宝会

指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃宝会が設置するグループホームあじさい園（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者（以下「認知症対応型共同生活介護従業者」という。）が、認知症状を伴う要介護状態の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成30年3月30日条例第12号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホームあじさい園
(ふるさとユニット・ほほえみユニット)

(2) 所在地 奈良市茗荷町 805-1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員及び業務の実施状況を把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 各ユニット1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 各ユニット5名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名 合計18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所で行う認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替えの等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第126号)によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。

2 家賃については、月額40,000円を徴収する。

3 食材料費については、日額1,500円を徴収する。

4 居室冷暖費として7月～9月、11月～3月は月額3,000円を徴収する。
(但し、冬期11月～3月は居室冷暖費とは別に冬期加算として、
月額3,000円加算する。)

5 その他に日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 月の途中における入退所については日割り計算とする。

7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

10 本事業所は本条で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用改定にあたっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

①認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者。

②認知症状に伴う著しい行動異常(自傷他害の恐れ)がある者。

③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者

が認知症の状態にあることの確認を行う。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること（病院又は診療所に入院した場合、1 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び入所できるものとする。）等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や保険医療、福祉サービス提供者との密接の連携に努める。

（衛生管理等について）

第10条 本事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。

3 本事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

（1）本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

（2）本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（4）（1）から（3）までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事

故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

身体的拘束等を行う場合は、身体拘束廃止委員会を設置し、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。利用者または家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（非常災害対策）

- 第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23号の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(情報公開)

第15条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成30年3月30日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という。)第12号の4の(12)に基づき、ホームページにおいて公開する。

2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所は提供する認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む。)にかかる内容は、これに該当しない。

(虐待等の禁止)

第16条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- 1 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- 2 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- 3 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- 4 食事を与えないこと。
- 5 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- 6 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- 7 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- 8 性的な嫌がらせをすること。
- 9 当該利用者を無視すること。

(虐待防止に向けた体制等)

第17条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

1 本事業所では、虐待防止・接遇委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

2 虐待防止・接遇委員会は、職員への虐待防止及び接遇研修の実施、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止・接遇委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

3 従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに本虐待防止・接遇委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(協力医療機関等)

第18条 本事業所は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。

（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

（3）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 本事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出る。

3 本事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 本事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。

5 本事業所は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。

6 本事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 本事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護

支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月 (2) 継続研修 年3回以上
- 2 本事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 7 本事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晃宝会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年9月18日から施行する。
- この規定は、平成18年8月1日から施行する。
- この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- この規程は、平成30年9月15日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から施行する。